

岩手県労働委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県労働委員会

会長 長谷川 大

岩手県労働委員会公印規程の一部を改正する訓令

岩手県労働委員会公印規程（昭和53年岩手県地方労働委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公印の使用)</p> <p>第6条 公印を<u>使用しよう</u>とするときは、<u>押印しようとする</u>行政文書及び決裁を完了した回議案（以下「原議」という。）を<u>提示し</u>、公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない。</p> <p>2 公印取扱者は、<u>前項の</u>請求があったときは、<u>当該行政文書</u>と原議とを照合し、押印を適当と認めるものについて公印の使用を承認するものとする。</p>	<p>(公印の使用)</p> <p>第6条 行政文書に公印を<u>押印しよう</u>とするときは、<u>当該行政</u>文書及び決裁を完了した回議案（以下「原議」という。）を<u>示し</u>、公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定による</u>請求は、<u>電子決裁・文書管理システム（行政文書管理規程（令和4年岩手県訓令第14号）第2条第11号に規定する電子決裁・文書管理システムをいう。）</u>により行わなければならない。ただし、岩手県労働委員会行政文書管理規程（令和4年岩手県労働委員会訓令第3号）第3条の規定によりその例によることとされる行政文書管理規程第21条又は第22条の規定に基づき起案した場合は、この限りでない。</p> <p>3 公印取扱者は、<u>第1項の規定による</u>請求があったときは、行政文書と原議とを照合し、押印を適当と認めるものについて公印の使用を承認するものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この訓令は、令和4年10月1日から施行する。
- 岩手県労働委員会行政文書管理規程（令和4年岩手県労働委員会訓令第3号）附則第2項の規定による廃止前の岩手県労働委員会が保有する行政文書の管理に関する規程（平成11年岩手県地方労働委員会訓令第2号）第15条の規定により知事が保有する行政文書の管理の例によることとされた行政文書への公印の使用については、この訓令による改正後の岩手県労働委員会公印規程第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。